

平成29年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成29年11月22日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

平成29年11月22日（水）

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第 1 | 議席の指定 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 一般質問 | |
| 第 5 | 認定第 1 号 | 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 認定第 2 号 | 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 議案第10号 | 東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第 8 | 議案第11号 | 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第 9 | 議案第12号 | 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第10 | 議案第13号 | 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第11 | 議案第14号 | 訴えの提起について |
| 第12 | 議案第15号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて |

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（30名）

1番 澤里富雄君
3番 鎌田幸也君
5番 坂下正明君
7番 村田芳三君
9番 梶屋伸夫君
12番 千田恭平君
14番 海老原正人君
16番 石亀貢君
19番 佐藤洋君
22番 小松則明君
24番 田中二郎君
26番 上山文雄君
28番 寺崎敏子君
30番 林崎竟次郎君
32番 米倉清志君

2番 菅原恒雄君
4番 小原享子君
6番 滝田松男君
8番 関善次郎君
11番 安部重幸君
13番 及川修一君
15番 桜井博義君
18番 小松聡純君
20番 早川久衛君
23番 高宮一明君
25番 金沢秀男君
27番 千田力君
29番 阿部吉衛君
31番 北條喜久男君
33番 佐々木芳利君

欠席議員（2名）

17番 廣内和之君

21番 阿部祐一君

説明のため出席した者

広域連合長 谷藤裕明君
事務局長 吉田春彦君
業務課長 猿舘直美君

代表監査委員 菊池秀一君
次長兼 米澤勉君
総務課長
会計管理者兼 主浜照風君
会計室長
事務代理

職務のため出席した者

議会書記長 米澤 勉 君 議会書記 砂川 秀輝 君
議会書記 小倉 匠 君

開会 午後 2時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） それでは、これより平成29年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は30名であります。

欠席通告は、廣内和之議員、阿部祐一議員、以上2名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査の結果報告9件があります。お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

◎議席の指定

○議長（菅原恒雄君） 本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に5名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定いたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

米澤書記長。

○議会書記長（米澤 勉君） 議席番号 5 番 坂下正明議員、12番 千田恭平議員、29番 阿部吉衛議員、30番 林崎竟次郎議員、33番 佐々木芳利議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、15番 桜井博義議員、16番 石亀貢議員、2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（菅原恒雄君） 日程第 4、一般質問を行います。

質問を許します。

林崎竟次郎議員。

○30番（林崎竟次郎君） 30番、林崎竟次郎です。

通告に基づきまして、一般質問を行います。

平成28年台風10号被災者の後期高齢者医療費を減免する特例措置の復活について。

平成28年台風10号の被害は甚大なものとなりました。岩泉町では、人家被害、全壊451棟、大規模半壊237棟、半壊255棟です。そして、災害救助法に基づき建設された災害仮設団地は11カ所となり、11月6日現在、127戸、325人が仮設住宅での生活を余儀なくされています。そのうち75歳以上の後期高齢者が73人、仮設住宅に入っていない後期高齢者医療費減免認定者は203人となっております。

私は、8月から10月にかけて仮設団地5カ所を訪問して、住まいと暮らし再建にかかわる懇談会を開いてきました。その中で、国保医療費、介護保険利用料の減免は12月31日までなのに、どうして後期高齢者医療費減免は打ち切られたのかとの後期高齢者の声が出されます。

ある後期高齢者は、歯の治療の途中で、「次から一部負担金をいただきます。」と言われたそうです。台風被害で出費がかさんで苦しいが、食事が不自由になるのでほかを我慢して何とか最後までやったと話します。74歳以下の参加者のほとんどは、「逆でねえすか。俺は助かるども、年寄りいじめはだめだよ。」と話します。

私は、台風10号被災者の後期高齢者医療費減免の特例措置を復活させるべきと考えますが、広域連合長の所見を伺います。

財源はつくってでも台風10号被災者の後期高齢者医療費減免の特例措置は復活させるべき。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月にスタートしました。来年で10年となります。当初、この制度はうば捨て山だという批判もありました。今回の台風10号被災者の後期高齢者医療費減免の経過を見ると、さきの指摘がまんざら外れていないと感じざるを得ません。国民年金受給者が多くを占める中、そして長生きをすればするほど年金額が減らされる制度の中で、後期高齢者医療制度の加入者世帯の年収はどんどん下がっています。このような状況では、台風10号後期高齢者医療費の減免特例措置はどうしても復活すべきと考えます。

東日本大震災被災者の医療費、介護保険利用料などの免除措置の継続について、9月県議会で達増知事が、6月県議会での請願採択と市町村の意向を踏まえて来年1月以降も1年間免除措置を継続実施することを表明しました。後期高齢者医療広域連合でも実施することになりました。津波であろうと、山津波であろうと被災者に変わりはありません。財源はつくり出すものです。それが政治の、広域連合の責任です。台風10号被災者の後期高齢者医療費減免の特例措置復活をするべきと考えますが、広域連合長の所見を伺います。

以上です。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 林崎寛次郎議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、平成28年台風10号被災者後期高齢者医療費を減免する特例措置の復活についてありますが、被保険者が窓口で支払う一部負担金は、国の通知に基づいて定めた既存の減免要綱により一定の要件を満たせば6カ月間の減免措置を受けられるという、従来からの制度がございます。

平成28年台風第10号により被災した被保険者につきましては、被害が県内の広域にわたる甚大な被害であることに鑑み、当広域連合としても県内全市町村の意向も確認しながら、新たに要件を緩和する特例措置を設けたもので、期間については、既存の要綱の範囲内で実施したものでございます。このことから、特例措置の期間終了後の一部負担金の減免の取り扱いにつきましては、従来からの規定に基づく原則に沿った取り扱いをしていくべきものと存じております。

次に、財源はつくってでも台風10号被災者の後期高齢者医療費減免の特例措置を復活させるべきについてありますが、広域連合には、後期高齢者医療保険制度を安定的に運営していくことが求められており、財源の有無にかかわらず、原則に沿った対応を行うことが必要なことから、特例措置を復活させることはできないものと存じておりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

以上、御質問にお答えいたします。

○議長（菅原恒雄君） 林崎議員、再質問ございますか。

林崎議員。

○30番（林崎寛次郎君） 従来の要綱に基づいてということでした。その復活は難しいということでしたが、新規、新しく検討するということは考えられないのでしょうか。

○議長（菅原恒雄君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 新たにということもございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この要綱につきましては、国からの通知がございまして、その中でまず期限が6カ月と定められていること、そして同一の理由に基づいて再度の減免は行わないようにという内容の通知がございまして、改めてこの制度について御理解願いたいと存じております。

○議長（菅原恒雄君） 林崎議員。

○30番（林崎竟次郎君） 繰り返しになりますが、現状というか、現在の状況は大変厳しいものです。その中では、従来どおりということではなくて、広域連合全体の力も含めまして、検討すべきだと思います。どうでしょう。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 重ねて申し上げますけれども、この減免要綱というのは国から示されたものでございまして、その中を私たちも再度確認いたしましたが、これはどうしても同一の事由ということにしかないと理解しているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 再質問は2回までとなっておりますので、申しわけありませんが、これで林崎竟次郎議員の質問を終わります。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、認定第1号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） それでは、お手元に配付してございます議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第1号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。この議案書のほかに、別冊でございまして、平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書の1ページから4ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、1ページ、2ページをお開き願います。

歳入でございまして、歳入合計、予算現額1億9,480万円に対しまして、収入済額は1億9,482万5,454円で、予算額に対する収入済額の比率は100%で、次に3ページ、4ページを

お開き願います。

歳出につきましては、歳出合計、予算現額 1 億 9,480 万円に対しまして、支出済額は 1 億 8,971 万 2,826 円で、執行率は 97.4%でございます。不用額は 508 万 7,174 円となっております。

4 ページの表外、下段を御覧願います。

平成 28 年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は 511 万 2,628 円となり、これを翌年度へ繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から平成 28 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要について説明があります。

主浜会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（主浜照風君） 平成 28 年度一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

お手元にお配りしている平成 28 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書の 5 ページから 14 ページまでの事項別明細書に沿って主な内容を御説明申し上げます。

初めに、歳入であります。5 ページ、6 ページを御覧願います。

第 1 款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などの共通経費に係る市町村の負担金であります。

第 4 款財産収入から 7 ページ、8 ページにまいりまして第 7 款繰越金まで、その内容は備考欄に記載のとおりの内容となっております。

第 8 款諸収入、第 1 項預金利子は、歳計現金の運用に係る利子収入で、歳入予算額の割合により特別会計と案分し、計上しております。

第 2 項雑入は、8 ページの備考欄に記載のとおり、事務局職員用に借り上げている住宅の使用に係る職員の自己負担分などとなっております。

次に、歳出であります。9、10 ページをお開き願います。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費の支出の内容につきましては、10 ページ、12 ページの備考欄に記載してありますように、広域連合事務局の管理に要する事務的経費のほか、派遣職員人件費を派遣元市町村に支払う負担金や財政調整基金の積立金などがあります。

次に、11、12ページの第2項選挙費につきましては、支出はございませんでした。第3項監査委員費は、14ページの備考欄に記載のとおりの内容となっており、第4款予備費の支出はありませんでした。

以上で一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、決算書のほか、地方自治法第233条第1項及び第5項に基づく実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する報告書を提出いたしておりますので、あわせて御参照いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菊池代表監査委員。

○代表監査委員（菊池秀一君） 地方自治法の規定に基づき、平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、関係法令の定めるところにより適正に調製されており、また決算書等の計数は、関係書類などにより照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

以上、一般会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書を御覧いただきたいと思います。と存じます。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につ

いて」を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、認定第2号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） それでは、議案書の2ページをお開き願います。

認定第2号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を説明申し上げます。

再度、別冊となっております28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の15ページ、16ページをお開き願います。

歳入でございますが、歳入合計、予算現額1,601億5,309万6,000円に対しまして、収入済額は1,596億6,091万3,000円で、予算額に対する収入済額の比率は99.7%となっております。

なお、収入未済額が1,069万54円となっておりますが、第三者行為に係る損害賠償金、医療給付に係る返納金等でございます。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計、予算現額1,601億5,309万6,000円に対しまして、支出済額が1,540億7,078万5,974円で、執行率は96.2%でございます。不用額は60億8,231万26円となっております。

28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は55億9,015万7,026円となり、これを翌年度に繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 審議に先立ち、会計管理者から平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明があります。

主浜会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（主浜照風君） 平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

一般会計と同様に、お手元にお配りしている歳入歳出決算書の19ページから44ページまでの事項別明細書に沿って主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳入であります。19、20ページを御覧願います。

第1款市町村支出金、第1項第1目事務費負担金につきましては、制度運営に要する事務費などの共通経費と歯科健診健康診査事務費に係る市町村の負担金であります。

21、22ページにまいりまして、第2目第2節保険基盤安定負担金は、保険料軽減措置に係る市町村の負担金であります。

23、24ページにまいりまして、第3目療養給付費負担金は、その市町村に住所を有する被保険者の医療に要した経費のうち、公費負担分の12分の1に相当する市町村の負担金であります。

25、26ページにまいりまして、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、医療給付に係る国庫負担金であります。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と、災害その他特別な事情がある広域連合に交付される特別調整交付金であります。

第2目保健事業補助金は、被保険者の健康診査実施に対する補助金。

第3目総務費補助金は、後発医薬品の使用促進及び医療機関の適正受診に関する普及啓発事業等に対する補助金。

第4目特別高額医療費共同事業補助金は、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の拠出金に対する補助金で、第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や保険料の減免などの特例措置に対する補助金であります。

第7目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、低所得者への保険料軽減措置等に要する費用に対する国庫補助金であります。

27、28ページをお開き願います。

第8目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、いわゆるマイナンバー制度への対応のためのシステム改修に対する補助金であります。

次に、第3款県支出金、第3項県補助金は、東日本大震災の被災者を対象とした一部負担金免除措置の継続に係る補助金で、第4款支払基金交付金につきましては、現役世代が加入する被用者保険からの支援金として、医療給付費の4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

29、30ページをお開き願います。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、先ほど国庫補助金でご説明した国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業による交付金であります。

飛びまして、31、32ページをお開き願います。

第11款諸収入、第2項預金利子は、歳計現金の運用に係る利子収入で、一般会計と案分いたしております。

次に、歳出であります。33、34ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項第1目一般管理費の支出内容は、34ページ、35ページの備考欄に記載しておりますが、主なものといたしましては、各種通知のための郵便料、制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の借り上げ料などがございます。

35、36ページを御覧願います。

第1款総務費、第2項賦課徴収費は、被保険者の情報提供業務委託料が主な支出となっております。

次に、35ページから38ページにかけての記載の第2款保険給付費は、被保険者が医療を受けたときの療養給付や自己負担が高額となった場合の軽減制度である高額療養費の給付など、保険給付に係る経費であります。

37、38ページにまいりまして、第2款第1項第5目審査支払手数料につきましては、国保連に委託している診療報酬等の審査支払い業務に対する経費でございます。

第3項その他医療給付費、第1目葬祭費は、お亡くなりになられた被保険者1人当たり3万円を葬祭費として支給したものであります。

次に、第3款財政安定化基金拠出金は、県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金で、国及び県も同額を基金に拠出しております。

39、40ページをお開き願います。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生による財政負担を緩和するために設けられた当該事業への拠出金で、先ほど歳入で御説明いたしましたが、この拠出金に対して国庫補助金が交付されております。

第5款保健事業費、第1目健康診査費は、市町村が実施した被保険者の健康診査費用や歯科健診事業経費に対する補助金などで、第2目健康保持増進事業費は、人間ドック等を実施した市町村への補助金などであります。

41、42ページにまいりまして、第9款諸支出金は、市町村への保険料の還付金あるいは平成27年度療養給付費等の確定に伴う国、県、市町村及び支払基金からの負担金や補助金及び交付金の精算に伴う返還金であります。

43、44ページにまいりまして、第10款予備費の支出はございませんでした。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菊池代表監査委員。

○代表監査委員（菊池秀一君） 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算審査意見の概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、地方自治法などの関係法令の定めるところにより適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類などにより照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後も安定した医療保険制度の運営のため、市町村と連携した保険料収納率の向上や収入未済額の縮減に努めるとともに、医療費の適正化対策や保健事業を推進し、増加する医療費の抑制を図りながら健全な財政運営を確保されるよう望むものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書を御覧いただきたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

桜井議員。

○15番（桜井博義君） 先ほど全協のときにもお話を聞きましたが、28年度で給付費が抑えられたという、下がったということですが、その中で診療報酬などの影響が大きいと、言われておりましたけれども、それだけなのか、あるいはそれ以外にいろんな要素が絡んでいるのか、その点について伺います。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

○業務課長（猿舘直美君） ただいまの医療費の28年度の状況ということで御質問いただきましたが、当広域連合としても、ただいまお話がございましたとおり、国のほうの28年度の診療報酬の改定が大きく影響しており、その中でも薬価部門の値下げが大きかったというところが影響しているということで捉えております。

○議長（菅原恒雄君） 桜井議員。

○15番（桜井博義君） そういったことを予算編成の時点で、考えていたかといなかったのか、伺います。

それから、広域連合で、健康増進のためのさまざまな施策を行っているようですが、そういったことの影響、あるいは成果というものは見られないのか、その点はどうでしょう。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

猿舘課長。

○業務課長（猿舘直美君） この診療報酬の改定等につきましては、当広域連合の予算の時点ではわからなかったというところがございます、国のほうでは3月の下旬に、この辺の情報が公表されているというところがございます。

また、保健事業関係の御質問ございましたけれども、こちらについては、国の財政支援等をいただきながら、当広域連合でも健康診査や歯科健診、あるいは長寿健康増進事業等に取り組んでおまして、今年度からは保健師を1名新たに任用して、保健事業に力を入れているという状況でございます。

この保健事業の影響、医療費への影響というのは、なかなかちょっとはかり得ることができないところもございまして、今後長い期間見ながら、その辺の評価をしていきたいと思っ

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか、桜井議員。

○15番（桜井博義君） はい。

○議長（菅原恒雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） それでは、これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

ここで代表監査委員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時17分

○議長（菅原恒雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号及び議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第7、議案第10号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」及び日程第8、議案第11号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） それでは、議案書第3ページから4ページをお開き願います。

議案第10号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく指示により設定された、いわゆる避難指示区域等に住所を有していたことにより、避難を行った被保険者に係る平成29年度相当分の後期高齢者医療保険料を減免の対象とするなど、所要の整備を行うため、当該一部改正条例を制定する必要性が生じたことから、平成29年7月13日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案書5ページをお開き願います。

議案第11号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億3,552万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ1,552億4,997万3,000円とするものであります。

議案書6ページ、7ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄を御覧願います。

歳入についてであります。第9款の繰越金15億3,552万9,000円の増額であります。

7ページを御覧願います。

歳出であります。第9款の諸支出金15億3,552万9,000円の増額であります。

平成28年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金について、保険給付費の確定に伴い超過交付金を返還するため、後期高齢者医療特別会計について所要額の補正を行う必要性が生じたことから、平成29年9月14日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第10号及び議案第11号につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第10号及び議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑の方ないですか。

これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第10号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」及び議案第11号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を一括採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号は承認することに決しました。

◎議案第12号及び議案第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第9、議案第12号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第10、議案第13号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 次の説明から岩手県後期高齢者医療広域連合という組織の名称につきましては、省略させていただきたいと存じますので、御了承願います。

議案書9ページをお開き願います。

まず、議案第10号「平成29年度一般会計補正予算（第1号）」についてであります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億130万2,000円とするものであります。

議案書10ページ、11ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄を御覧願います。

28年度決算において剰余金が確定したことから、財政調整基金への積立金の増額を行うための所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書13ページをお開き願います。

議案第13号「平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40億8,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,593億3,247万3,000円とするものであります。

議案書14ページ、15ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄を御覧願います。

平成28年度の療養給付費負担金等に、国、県、市町村への返還金等が生じるほか、平成28年度決算において剰余金が見込まれるため、財政調整基金への積立金の増額に係る所要額の補正を行うものであります。

また、議案書の16ページ、第2表、債務負担行為につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により、損害賠償請求事件訴訟弁護士報酬について債務負担行為とするものであります。

以上、議案第12号及び議案第13号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第12号及び議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第12号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第13号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第11、議案第14号「訴えの提起について」を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書の17ページをお開き願います。

議案第14号「訴えの提起について」ではありますが、提案理由について御説明を申し上げます。

事件の名称、訴えの相手方及び事件の内容につきましては、議案に記載のとおりであります。

請求の趣旨としましては、被害者である被保険者に対し、当広域連合が療養の給付として405万9,582円を給付しており、被保険者が加害者に対して有する損害賠償の請求権を取得しておりますことから、加害者に対して民法第709条の規定により支払うべき金銭の支払いの請求に係る訴えを提起するものであります。

以上、議案第14号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第14号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

海老原議員。

○14番（海老原正人君） この案件は、お考えのように弁護士に任せ、裁判に訴えるというのが筋だと思います。

ただ、概要説明によりますと、相手方の変更理由が不明瞭ということですよ。ただ一旦は被害者のその過失割合5%で合意しているわけです。そうしますと、その合意を反故にするということは大変重い行為といたしますか、もっと強く言いますと不遜な行為なわけですよ。

ね。そうしますと、相手方にその15%であるという、それ相当の理由があると思いますが、その辺についてもっと詳しく御説明願えませんでしょうか。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

猿舘課長。

○業務課長（猿舘直美君） この過失割合のことにつきましては、当初、この場所が県道と国道の合流地点ということで、今回、加害者の車両が県道側から一時停止があって、それから国道のほうに合流してきている場所でございます。

当初のこの5%の考え方は、この合流地点という意味で交差点の中の事故ということでの5%の過失ということで、お互いにそれで承諾しておったところでございますけれども、加害者の相手方のほうからは、その事故の場所が幹線道路というか、直線道路だということでの申し出が後日ございまして、この過失割合が15%だということを主張してきたという経緯でございます。

当広域連合としては、その当初5%でお互いに損害賠償の事務を進めていたところでございますが、考え方が変わったというところで、交渉していましたが、相手方もなかなか交渉に応じていただけなかったため、今回のような訴訟という形をとらせていただきたいというものでございます。

○議長（菅原恒雄君） 海老原議員。

○14番（海老原正人君） 大方わかりました。こうなりますと、弁護士に任せるしかないんですが、しっかり当方の意向を通すように頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原恒雄君） 答弁はいいですか。

○14番（海老原正人君） はい。

○議長（菅原恒雄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第14号「訴えの提起について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第12、議案第15号「岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第15号につきまして御説明申し上げます。

岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてであります。広域連合規約に基づきまして、民部田幾夫岩手町長の辞任に伴います後任といたしまして、岩手県町村会長であります山本賢一軽米町長を適任と考え選任したいと存じますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、意見を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

議案第15号「岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 2時57分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

署 名 議 員 桜 井 博 義

署 名 議 員 石 亀 貢